

告 示

埼玉県告示第二百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークマート入間扇台店

埼玉県入間市扇台土地区画整理事業四十七街区一、二、八画地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

・ 荷さばき施設と近接する住宅との境界線上の遮音壁は、騒音予測では環境基準の範囲内ではあるが、十分な遮音対策を講じること。また、早朝・深夜の荷さばきについては抑制すること。

・ 悪臭防止法規制地域（臭気指数一五）に指定されており、住宅地に近接しているので、悪臭苦情が発生しないよう臭気対策を講じること。

・ 騒音について、開店後、対応策の前提として調査・予測した結果と実態とで大きく乖離が生じ、対応が著しく不十分であった場合には再調査・再予測を行い、その結果に応じた追加的な対応策を講ずるよう努めること。

二 縦覧期間

平成二十三年三月十五日から平成二十三年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター